

エコまち（低炭素）法に関する認定手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「エコまち法」という。）に関する手数料を川崎市手数料条例で定めております。

（1）低炭素建築物新築等計画の認定手数料（エコまち法第53条）

ア 一戸建ての住宅の認定の場合

一戸建ての住宅

認定申請に係る建築物の住戸の面積	ア．登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	イ．登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書が添付されている場合	ウ．ア又はイ以外の場合で、誘導仕様基準※1が適用される場合	エ．ア、イ又はウ以外の場合
	1棟当り	1棟当り	1棟当り	1棟当り
200㎡未満	4,900円	8,800円	17,000円	34,000円
200㎡以上	4,900円	8,800円	19,000円	38,000円

※1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準

イ ア以外の建築物の場合

ア以外の建築物の認定の場合、認定申請手数料は認定申請に係る住宅部分の総戸数と、共用部分・非住宅部分それぞれの床面積に応じて、表から算出した金額の合計となる。

a 住宅部分 住戸の総数に応じて次の表から金額を算出する。

認定申請に係る建築物の住戸数	ア．登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	イ．登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書が添付されている場合	ウ．ア又はイ以外の場合で誘導仕様基準が適用される場合	エ．ア、イ又はウ以外の場合
	1棟当り	1棟当り	1棟当り	1棟当り
1戸	4,900円	8,800円	17,000円	34,000円
2戸以上 5戸以下	9,600円	23,000円	33,000円	69,000円
6戸以上 10戸以下	16,000円	30,000円	47,000円	97,000円
11戸以上 25戸以下	27,000円	43,000円	68,000円	140,000円
26戸以上 50戸以下	45,000円	64,000円	102,000円	200,000円
51戸以上 100戸以下	81,000円	100,000円	155,000円	280,000円
101戸以上 200戸以下	130,000円	150,000円	221,000円	380,000円
201戸以上 300戸以下	160,000円	190,000円	285,000円	500,000円
301戸以上	170,000円	200,000円	325,000円	590,000円

b 共用部分 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

認定申請に係る建築物の 共用部分	登録建築物エネルギー消費性能 判定機関等が交付する適合証が 添付されている場合	左記以外
	1棟当り	1棟当り
300㎡未満	9,600円	110,000円
300㎡以上 1,000㎡未満	17,000円	140,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000円	180,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	81,000円	280,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円	360,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円	430,000円
25,000㎡以上のもの	200,000円	500,000円

c 非住宅部分 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

認定申請に係る建築物の 非住宅部分	評価方法	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	左記以外
		1棟当り	1棟当り
300㎡未満	主要室入力法 B E S T	9,600円	240,000円
300㎡以上 1,000㎡未満		17,000円	300,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満		27,000円	380,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		81,000円	550,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円	670,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円	790,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円	900,000円
300㎡未満	モデル建物法	9,600円	97,000円
300㎡以上 1,000㎡未満		17,000円	120,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満		27,000円	160,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		81,000円	260,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円	330,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円	390,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円	470,000円

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料（エコまち法第55条）

（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）

ア 認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「認定済計画」という。）のみの申請の場合
認定申請手数料の半額

イ 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分がある申請の場合
認定申請手数料の半額 + (1) で算定した認定申請手数料

(3) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料（エコまち法第54条第2項）

建築基準関係規定適合審査を申し出て、認定申請又は変更認定申請をする場合の手数は、(1)(2)により算定した認定手数料又は変更認定手数料に確認申請手数料を加算した金額となります。

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】

= [上記認定申請手数料又は変更認定申請手数料] + [確認申請の手数料]